

事業概要

1 内 容

福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している（見込み含む）、又はそれに準ずる要件を満たす事業所に対し、常勤の福祉・介護職員1人あたり6.0万円相当の補助等を実施する。

なお、詳細については、介護分野は「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の実施について」（令和7年12月25日老発1225第3号厚生労働省老健局長通知）の別紙「令和7年度介護保険事業費補助金（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援）実施要綱」、障害分野は「障害福祉分野の職員の賃上げ支援事業の実施について」（令和7年12月26日障発1226第7号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実施要綱」及び「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業の実施について」（令和7年12月26日こ支障第447号こども家庭庁支援局長通知）の別紙「障害福祉従事者処遇改善緊急支援事業 実施要綱」における補助要件等を満たすものとする。

区分	介護	障害
対象施設・事業所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処遇改善加算対象サービスについては加算を取得し取組を推進する（又は見込み）事業者 ・ 処遇改善加算対象外サービス（訪問看護、訪問リハ、ケアマネ等）については処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす（又は見込み）事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処遇改善加算対象サービスについては加算を取得し取組を推進する（又は見込み）事業者 ・ 処遇改善加算対象外サービス（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）については処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす（又は見込み）事業者
対象職種	介護職員等	障害福祉職員等
補助メニュー	①介護従事者に対して幅広く賃上げ支援を実施。 ②生産性向上や協働化に取り組む事業者の介護職員に対して賃上げ支援を上乗せ。 ③併せて、介護職員について、職場環境改善に取り組む事業者を支援（介護職員等の人件費に充てることも可能。）	①障害福祉従事者に対して幅広く賃上げ支援を実施。
対象月	（原則）令和7年12月（1月審査分） ※やむを得ない事情により12月報酬が著しく低い事業者や令和8年1月～3月に新規で開設を行った事業者については、事業所の判断により、令和8年1月～3月の任意の月の総報酬	
交付額	一月当たり報酬総額×交付率※ ※サービス種別により34.8%～7.8%	一月当たり報酬総額×交付率※ ※サービス種別により47.0%～11.1%

事業の流れ	対象施設・事業所【申請（計画書提出）】→ 県（事務局）【受付、審査（計画書確認）、交付対象施設・事業所リスト作成】→ 国保連【交付額算出・通知】→ 県【支払】→ 対象施設・事業所
想定件数	事業所数：約 26,000 件（介護 16,441 件、障害 9,833 件）

2 交付スケジュール（想定）（※繰越承認を受けた場合）

実施期間（予定）	内 容
契約締結日～ 令和8年6月中	施設等からの申請の受付・審査（申請書や添付書類のチェック）、交付対象施設等リストの作成等の業務（施設等への問い合わせを含む）
令和8年8月～12月	施設等からの実績確認等の業務（施設等への問い合わせを含む）
令和8年7月～令和9年3月末日	精算・返還金の督促等の業務（施設等への問い合わせを含む）